

介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いにおける利用者負担の見直し及び 介護事業所への財政支援の強化を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による利用者の減少、感染対策経費の増加は、多くの介護施設・介護サービス事業所の経営に深刻な影響を及ぼしている。この状況が継続すれば、必要な介護サービスを提供する体制を維持することが困難となりかねない。

こうした中、厚生労働省から令和2年6月1日付で、通所系サービスと短期入所系サービスについて、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする特例が出された（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」）。

この第12報は、利用者から事前同意を得ることと、その他一定の条件のもと通所系サービスでは2区分上位の基本サービス費の算定が認められ、短期入所系サービスでは緊急短期入所受入加算の算定が認められたものであるが、以下の問題点を含むものとなっている。

第1に、介護サービス事業所から利用者に対して、通常とは異なる介護報酬を請求し利用料を負担してもらう明確な根拠を示すことができない。

第2に、利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者とは得られない利用者との利用者負担に不公平が生じる可能性がある。

第3に、利用者への説明のための書類作成や同意を得る作業をめぐり、介護サービス事業所や給付管理を担うケアマネジャーに業務負担が発生する。

第4に、すでに区分支給限度額に近いサービス提供を受けている利用者が、本報の適用に同意した場合、限度額を超えた部分は利用者の10割負担となるため、経済的負担が増え、必要なサービス利用を控える状況になりかねない。

第5に、本報による給付費の増加が次期（第8期）介護保険料に反映される可能性があり、県民の負担をさらに増やしかねない。

本県内の介護サービス事業所は、利用者とともに感染予防対策に細心の注意を払いながら事業継続に奮闘しているが、経営や運営に相当な負担がかかり窮している声が多く寄せられている。

よって、国においては、コロナ禍の中で困難を抱える利用者を救い、奮闘する介護サービス事業所の経営危機を救い、介護サービス提供体制を継続的に維持するため、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」における利用者負担を見直すこと。
- 2 介護サービスを守り、事業の継続維持のための財政支援をさらに手厚くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 殿
厚生労働大臣
内閣官房長官